

＜申請の際の注意事項＞

各申請における添付書類及び留意事項は次のとおりです。添付書類に不備があるときは、再度問い合わせるなど、審査が終了するまでに時間を要しますので、注意してください。

- 1 ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証の交付申請について
申請に必要な添付書類は次のとおりです。
 - ① 診断書（様式3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6又は3-7）
申請書への添付有効期間は、記載日から3か月です。
 - ② 申請患者の世帯全員の住民票（※1参照）
 - ③ 申請患者の加入する被保険者証又は組合員証の写し
 - ④ 申請患者の世帯全員の市町村民税課税年額（※2参照）又は生計中心者の市町村民税が非課税であることを証明する書類
 - ⑤ 同意書（様式2-2）

- 2 一部負担額の区分の変更申請について
受給者証の有効期間中に、結婚や就労等により世帯構成に変動が生じ、一部負担額の区分の変更が生じた場合には、申請することができます。
申請に必要な添付書類は次のとおりです。
 - ① 申請患者の世帯全員の住民票（※1参照）
 - ② 申請患者の加入する被保険者証又は組合員証の写し
 - ③ 申請患者の世帯全員の市町村民税課税年額（※2参照）又は生計中心者の市町村民税が非課税であることを証明する書類

- 3 他都府県からの転入に伴うウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証の交付申請について
申請に必要な添付書類は次のとおりです。
 - ① 他都府県で交付を受けていた受給者証又は受給者証の写し
 - ② 申請患者の世帯全員の住民票（※1参照）
 - ③ 申請患者の加入する被保険者証又は組合員証の写し
 - ④ 世帯構成に変更がある場合には、新たに申請患者の世帯に加わった方の市町村民税課税年額（※2参照）又は生計中心者の市町村民税が非課税であることを証明する書類
 - ⑤ 同意書（様式2-2）

※1 住民票

申請書への添付有効期間は、発行日から3か月です。

※2 市町村民税課税年額を証明する書類

市町村民税課税年額証明書（所得割のわかるもの）は、7月1日～12月31日の申請にあつては当該年度のもの、1月1日～6月30日の申請にあつては前年度のものとしします。